

# 横浜市3R活動優良事業所認定要綱

制定 平成23年7月13日 資一第 292 号 (局長決裁)  
最近改正 令和2年3月13日 資一第 1412号 (局長決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、事業系廃棄物の分別排出や、発生抑制、再使用、再生利用（以下「3R活動」という。）に顕著な功績を挙げ、他の模範となる事業所又は事業所で構成された団体（以下「事業所等」という）を3R活動優良事業所として認定し、その取組を広く紹介することにより、事業系廃棄物の分別排出や3R活動を推進することを目的とする。

## (認定対象)

第2条 この要綱による認定対象は、本市において事業活動を行い、前条の目的によりふさわしいと認められる事業所等とする。

## (認定基準)

第3条 前条に定める3R活動優良事業所の認定基準は、別表1のとおりとする。

## (認定候補事業所)

第4条 第2条に定める3R活動優良事業所の認定候補事業所は、次のとおりとする。

- (1) 事業系廃棄物の分別排出や3R活動に顕著な功績を挙げ、他の模範となる事業所等として一般廃棄物対策課長が推薦するもの
  - (2) 3R活動優良事業所として認定を希望し、横浜市3R活動優良事業所認定申請（推薦）書（様式第1号）により申請するもの
  - (3) 事業所等以外の者が、3R活動優良事業所として認定することがふさわしいものとして横浜市3R活動優良事業所認定申請（推薦）書（様式第1号）により推薦するもの
- 2 一般廃棄物対策課長は、前項各号の規定により認定候補事業所の候補者名簿を作成するものとする。
- 3 一般廃棄物対策課長は、前項の規定に基づき候補者名簿を作成するにあたり、必要な調査を行うことができる。

## (認定委員会)

第5条 前条の規定に基づき推薦又は申請のあった認定候補事業所のうち3R活動優良事業所として認定すべきものを審査するため、横浜市3R活動優良事業所認定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、委員長、副委員長及び数名の委員をもって構成する。
- 3 委員長には資源循環局長を、副委員長には資源循環局事業系対策部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 認定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

## (認定の方法)

第6条 委員会の審査の結果、認定基準に適合したと認められた認定候補事業所については、市長名による認定証（様式第2号）を授与するものとし、必要に応じ記念品等を授与することができるものとする。

## (優良事業所等の公表)

第7条 認定された3R活動優良事業所については、事業所名等を資源循環局のホームページに掲載し公表するものとする。

## (認定の取消し)

第8条 3R活動優良事業所としてふさわしくない事実が判明したときは、委員会の審査を経て、その認定を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、資源循環局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年7月13日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年9月19日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年8月24日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表2 (第5条第6項関係)

|           |          |
|-----------|----------|
| 委員長       | 資源循環局長   |
| 副委員長      | 事業系対策部長  |
| 委員        | 副局長      |
|           | 政策調整部長   |
|           | 家庭系対策部長  |
|           | 総務課長     |
|           | 政策調整課長   |
|           | 3R推進課長   |
|           | 業務課長     |
|           | 街の美化推進課長 |
| 産業廃棄物対策課長 |          |

別表 1 (第 3 条関係)

認定事業所は、以下の要件のうち、「1. 分別排出の徹底」を含めた 5 項目以上を満たすものとする。

| 要件 |                    | 具体的取組例  |
|----|--------------------|---|
| 1  | 分別排出の徹底            | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所内に適切な分別ボックスを設置して分別を徹底している</li> <li>不適切な排出が行われていないかどうかを担当者が確認する体制を作っている</li> </ul>   |
| 2  | 従業員への環境教育の実施       | <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ減量・リサイクル推進のための職場のルールを作ったり、内部組織を設置したりしている</li> <li>従業員に対してごみの減量化・再資源化について指導をしている</li> </ul>   |
| 3  | 再資源化の推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>食品廃棄物の飼料化や堆肥化等に努めている</li> <li>資源物（古紙、缶、びん、ペットボトル等）のリサイクルに積極的に取り組んでいる</li> </ul>  |
| 4  | 紙ごみの減量化の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>トイレトペーパーやコピー用紙は再生紙を使用している</li> <li>両面コピー・N アップ印刷やミスコピーの裏紙活用など、紙の使用量の削減に取り組んでいる</li> <li>会議資料のペーパーレス化を推進している</li> <li>部署ごとの使用量を把握し、社内でも共有している</li> </ul>  |
| 5  | 資源回収の推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>牛乳パックや食品トレーなどの店頭回収を行っている</li> <li>ビールびんや一升瓶などの引取りを積極的に行っている</li> <li>使用済みトナーや家電などの自社製品の回収を行っている</li> </ul>   |
| 6  | 発生抑制の推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>見切り販売や値引き販売等により、食品廃棄物の削減に取り組んでいる</li> <li>小盛りメニューやハーフサイズメニューを用意し、食品廃棄物の発生抑制に取り組んでいる</li> <li>自社又はテナントが「食べきり協力店」に登録している</li> <li>天候やイベント開催など、来店者数に関する需要予測をきめ細かく行い、食材の仕入れ過ぎ等による食品廃棄物の削減に取り組んでいる</li> <li>ドギーバッグなどを提供し、消費者の自己責任による料理の持ち帰りに取り組んでいる</li> <li>取引業者との商品のやり取りは、繰り返し利用できる容器を使用し、ダンボール等の容器ごみの排出量削減に取り組んでいる</li> <li>社内で不要備品・消耗品リストを作成し、共有化を図っている</li> <li>従業員の出勤数等を把握し、需要予測を立て、社員食堂からの食品廃棄物の発生を抑制している</li> </ul> |
| 7  | プラスチック対策の推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>ワンウェイプラスチックの使用を削減している</li> <li>プラスチックの代替となるものがある場合は、優先的に使用するよう努めている</li> <li>プラスチックの使用が避けられない場合は、再生材やバイオマスプラスチックを用いたものを選択し、できる限り長期間、使用している</li> <li>テナントに対し、ワンウェイプラスチックの削減を働きかけている</li> </ul>  |
| 8  | 簡易包装の推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>簡易包装を実施している</li> <li>贈答品の包装の際、化粧箱や包み箱を極力使わないようにしている</li> <li>メーカーに対し包装の簡素化を働きかけている</li> <li>テナントに対し、簡易包装の推進を働きかけている</li> </ul>   |
| 9  | 使い捨て容器・使い捨て製品の使用削減 | <ul style="list-style-type: none"> <li>詰め替え製品を積極的に販売している</li> <li>飲料製品の中では、びん類を積極的に販売している（リターナブルびん）</li> <li>マイ箸・マイボトルの使用を推奨し、使い捨て製品を削減している</li> <li>量り売りを積極的に推進している</li> </ul>   |
| 10 | 消費者に対する PR の推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>ポスター及び POP 広告等の掲示、刊行物、広告チラシなどの中で消費者に対し、ごみの減量化や資源保護を訴えている</li> <li>再生品、エコマーク商品、グリーンマーク商品など地球環境にやさしい商品の積極的な販売を行っている</li> </ul>   |
| 11 | 社会貢献活動等            | <ul style="list-style-type: none"> <li>市が行う 3 R 推進のための普及啓発に協力している</li> <li>フリーマーケットや集団回収の会場として、駐車場などの使用について便宜を図っている</li> <li>社員が地域清掃活動を定期的実施している</li> </ul>   |

## 横浜市3R活動優良事業所認定申請（推薦）書

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

(提出先)

横浜市資源循環局長

(〒 - )

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

電話 - FAX - \_\_\_\_\_

|     |    |
|-----|----|
| 推薦者 |    |
| 連絡先 | 住所 |
|     | 電話 |

※推薦の場合は記入してください。

横浜市3R活動優良事業所等認定要綱第4条第2号第3号の規定により、次のとおり横浜市3R活動優良事業所の認定を申請（推薦）します。

現在、取組を行っている項目は以下のとおりです。

| 項目番号 | ○印 | 取 組 内 容            |
|------|----|--------------------|
| 1    |    | 分別排出の徹底            |
| 2    |    | 従業員への環境教育の実施       |
| 3    |    | 再資源化の推進            |
| 4    |    | 紙ごみの減量化の推進         |
| 5    |    | 資源回収の推進            |
| 6    |    | 発生抑制の推進            |
| 7    |    | プラスチック対策の推進        |
| 8    |    | 簡易包装の推進            |
| 9    |    | 使い捨て容器・使い捨て製品の使用削減 |
| 10   |    | 消費者に対するPRの推進       |
| 11   |    | 社会貢献活動等            |

※申請には、上欄のうち、「1. 分別排出の徹底」を含めた5項目以上の取組を行っていることが必要です。



# 認定証

●●年  
3R活動優良事業所

---

株式会社 ●●

---

貴社を●●年  
横浜市3R活動優良事業所として  
認定します

認定日 ●●年●●月●●日

横浜市長